

2025(令和 7)年度 犬山国際交流協会通常総会



2024.6.8 開催
総会后交流会にて

日時：令和 7 年 6 月 8 日（日）10：30～

場所：犬山市民交流センター「フロイデ」201 会議室

犬 山 国 際 交 流 協 会

INUYAMA INTERNATIONAL ASSOCIATION

2025（令和7）年度 犬山国際交流協会 通常総会次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 顧問・来賓挨拶
4. 総会成立宣言
5. 議長選出
6. 議事録署名人選出
7. 議事
 - (1) 議案第1号 2024（令和6）年度 事業報告（案）について
 - (2) 議案第2号 2024（令和6）年度 収支決算（案）について
 - (3) 議案第3号 2025（令和7）年度 役員の選任（案）について
 - (4) 議案第4号 2025（令和7）年度 事業計画（案）について
 - (5) 議案第5号 2025（令和7）年度 予算（案）について
8. その他
9. 閉会

2024（令和6）年度 犬山国際交流協会 事業報告（案）

（1）会議事業

事業名	開催	内 容
通常総会	1 回	＊事業報告 収支決算 役員選任 事業計画 予算等の審議 日時：6月8日(土)10:00～11:30 場所：犬山市民交流センター（以下、フロイデ）201 会議室 参加人数：40 人 ※総会後 交流会を開催 各国のお茶やお菓子を体験、イベントに参加した人のインタビュー カホーンとギター演奏（ペルー）、篠笛演奏（日本）、アレキパカーニバルダンス（ペルー） 時間：11:45～13:15 場所：フロイデ 201・202 会議室 交流会参加人数：66 人（内、外国籍 17 人） 協力ボランティア：11 人
理事会	6 回	＊協会運営・経営内容 事業内容 実施計画 等の審議 開催日：5月8日(水)、7月26日(金)、9月26日(木)、1月29日(水)、3月21日(金) 場所：フロイデ会議室
正副会長会	0 回	

（2）受託事業

＜犬山市受託事業＞

事業名	事業内容 / 実績
日本語教室 開催業務	＊外国人市民の日本語能力の向上を図る学習機会を提供することで、外国人市民が日本語を理解し、日本語で自分の意思を話せるようになり、日常生活や地域住民とのコミュニケーションが円滑になることを目的に開催。 日時：毎週日曜日 午前 10 時～11 時 45 分 開催日数：全 47 回 場所：フロイデ会議室 ※初回受付：203 会議室 教室運営：犬山日本語教室（ボランティアグループ） クラス数：4 クラス クラス：つぼみ（文字や言葉、フレーズなどを学ぶ） にじ（リアルな対話によるコミュニケーション） ほし（日本語能力 4 級試験対策） つき（日本語能力 3 級試験対策、それ以上） 参加人数：85 人（延べ 618 人参加） ボランティア数：14 人 広報：ホームページ、Facebook＊、X＊、チラシ配布（7 言語対応） ＊：毎週金曜日に発信（Facebook は週毎に言語を変える） ボランティアとの打合せ：4/14、9/29、10/20、12/8、3/23

	(計 5 回実施) 参加者実績： 国籍：インドネシア 23、ベトナム 13、フィリピン 11、ペルー10、中国 8、米国 3、ブラジル 2、ミャンマー2、インド 2、カナダ 2、オーストラリア 1、韓国 1、カンボジア 1、日本 1、フィリピン/日本 1、メキシコ 1、ラオス 1、ロシア 1、ルーマニア/英国 1 在留資格：就労活動に制約がない在留資格（永住者 11、定住者 9、日本人の配偶者等 9、日本人 2、永住者の配偶者 1）、技能実習 25、技術・人文・国際業務 10、特定活動 6、短期滞在 5、留学 3、家族滞在 3、特定技能 1 号 1
多文化共生推進員企画事業受託業務	*外国人市民に多言語で直接情報を届けることで、外国人市民を情報弱者にしないことを目指し、多言語情報誌の制作と外国人世帯への発送を実施。 事業：多言語情報誌作成サポート・発送業務 内容：1. 多文化共生推進員作成の多言語情報誌の編集 2. 「多言語情報誌」及び IIA 作成の「いぬやま多言語ニュース」の印刷業者への発注 3. 郵送のための封筒へのラベル貼り、印刷物封入、封筒閉じ 4. 犬山市内在住の外国籍市民全戸への発送 5. アンケート回答の受付、市への共有 発送実績：1,689 件（日本語版 546 件、英語版 33 件、スペイン語版 158 件、ポルトガル語版 171 件、中国語版 187 件、タガログ語版 185 件、ベトナム語版 409 件） 発送日：ベトナム語以外の言語版：11 月 15 日 ベトナム語版：12 月 24 日

(3) 自主事業

① 語学講座開催事業

開催言語	英語、韓国語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、フランス語（7 言語）
目的	犬山市及び周辺地域に暮らす住民の国際交流のための語学能力向上
年間受講者総数	434 人 （前期：217 人 後期：217 人）
開講期間	前期：5月7日～9月18日 後期：10月1日～2月13日
開講講座 閉講講座 及び	【前期】開講講座 20 クラス、閉講講座 4 クラス（募集講座 24 クラス） 【後期】開講講座 21 クラス、閉講講座 3 クラス（募集講座 24 クラス） (1) 開講講座 ・英会話 7 クラス（基礎 A^⑮、中級 A^⑮、中級 B^⑮、初級^⑮**、基礎 B^⑮、中級 C^⑮、上級^⑮） ・韓国語 6 クラス（韓国旅行の会話^⑤（new）*、基礎^⑮、初級 A^⑮、初級 B^⑮、中級^⑮、会話（中級）^⑮**） ・ドイツ語 3 クラス（初級^⑮、中級^⑮、上級^⑮） ・スペイン語 2 クラス（はじめてのスペイン語^⑤、文化・トラベル^⑮）

開催数	・中国語 2 クラス（基礎⑤*、初級⑩、中級⑩**） ・ポルトガル語 1 クラス（はじめてのポルトガル語⑤） ・フランス語 2 クラス（はじめてのフランス語⑤、初級⑩） （2）閉講講座 ・英会話（海外旅行の英会話⑤、初級⑩*） ・韓国語（会話（中級）⑩*、韓国旅行の会話⑤**） ・ポルトガル語（はじめてのポルトガル語⑤*） ・ドイツ語（上級⑩**） ※各クラスの⑩、⑩、⑤、⑤は、講座の開催数 ※最少開講人数：⑩、⑩は 6 人、⑤は 5 人、⑤は 3 人 ※ *：前期のみ、**：後期のみ
場所	フロイデ会議室
クラス	言語習得レベル・目的に合わせ、クラス別にて募集

語学講座開催実績（※継続クラスは講座数にはカウントしない。人数は延べ。）

		英 語	韓国語	ドイツ語	スペイン語	ポルトガル語	中国語	フランス語	合計
前 期	講座数	6	5	3	2	0	2	2	20
	人数	58	69*	28	26*	0	19*	17	217
後 期	講座数	7	5	2	2	1	2	2	21
	人数	62	64	21	30*	7*	14	19	217
合 計	人数	120	133	49	56	7	33	36	434

② 多言語情報発信

目的・ 内容	暮らしに役立つ情報を多言語に翻訳した「いぬやま多言語ニュース」を発信及び配布することで、日本語が十分に理解できないため日常的に不便な思いをしている外国人住民に対し、情報を発信。併せて、日本人住民が、外国人住民について知ることとも目的として発信。
実績	言語：7 言語/ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語 ※翻訳は、いぬやま多言語 News ボランティアグループによる。 ボランティア数：21 人（英語 4 人、ポルトガル語 5 人、スペイン語 3 人、中国語 5 人、ベトナム語 2 人、タガログ語 2 人） 配信：ホームページ、Facebook（※言語を変えてトピック事でも配信） 配布先：フロイデロビー、市立保育園・小中学校に在籍する園児・児童・生徒、犬山日本語教室、ハローワーク犬山、犬山商工会議所、外国料理レストラン・食材店、犬山市議会事務局、犬山市多様性社会推進課発行の情報誌と一緒に市内在住外国籍世帯に郵送 <第 1 回目> ○翻訳会議日/ 9 月 1 日（日）フロイデにて 参加者 9 人（内、2 名は ZOOM 参加） ○配信日/ 10 月 15 日

	○紙媒体での配布部数/994 部 ○内容/ 1. 取材/親の姿が子どもの励み 2. 地震に備えよう 3. 犬山の伝統行事である「石上げ祭」に参加しました 4. 体験をしながら、交流しあえる場所があります 5. 日本語はすこしでも大丈夫です 6. 国際理解を通して仲良くなるきっかけ ～「ホームビジット」～ 7. 取材/犬山日本語教室で勉強を頑張っている人を紹介します（ペルー国籍の方） 8. 取材/仕事は信頼関係。気持ちよく働ける職場づくりは、地道な歩み寄り。 9. 取材/語学講座講師へのインタビュー（スペイン語講師） 10. 日本語で、いろいろな国の人たちと対等に話し合う場があります 11. 文化や習慣のいろいろ 12. 楽しい日本語オノマトペ！ 13. クールジャパン＜盆踊り＞ 14. 編集後記 <第2回目> ○翻訳会議日/ 2月2日（日）フロイデにて 参加者5人（内、1名はZOOM参加） ○配信日/ 2月28日 ○紙媒体での配布部数/1,038 部 ○内容/ 1. 日本の学校で勉強する外国籍の皆さんへ 2. 子どもの教育が未来をつくる 3. 取材/犬山日本語教室で勉強を頑張っている人を紹介します（ベトナム国籍の方） 4. 日本語で、いろいろな国の人たちと対等に話し合う場があります 5. 文化や習慣のいろいろ～お正月～ 6. 取材/社員も会社も対等に。ともに成長し、新たなチャンスにつなげたい。 7. 取材/語学講座講師へのインタビュー（ドイツ語講師） 8. 生活の中で困ったことや分からないことを、相談できます
--	--



翻訳会議の集合写真

③ 「石上げ祭」参加

目的・内容	地域に住む異なる文化を持つ人たちが犬山の伝統的なお祭りである「石上げ祭」に参加し、地域の祭りをともに体験。
実績	日時：8月4日（日）8：30～12：30 場所：尾張富士大宮浅間神社 参加者：35人（内、外国籍32人） 参加国：7か国（インドネシア、ベトナム、ペルー、ミャンマー、フィリピン、カナダ、日本） 協力ボランティア：12人（石上げ2人、送迎9人、全般3人）

④ 犬山ハイキング

目的・内容	外国人と日本人が一緒に犬山の名所を訪れ、地域の魅力を体験し、相互の交流を深める。
実績	日時：10月20日（日）13：00～16：00 コース：フロイデ→成田山→東之宮古墳→フロイデ 約4km 内容：グループに分かれ交流、名所見学、ゲーム 参加者：19人（内、外国籍11人） 参加国：8か国（インドネシア、中国、パキスタン、ベトナム、ミャンマー、ラオス、ロシア、日本）

⑤ ホームビジット

目的・内容	在住外国人が日本人家庭を訪問し、日本人の実生活に触れることで日本文化を知る。地域のホストファミリーとのつながりを築く中で、相互の交流を深めた。
実績	開催日：7月12日（金）、13日（土）、14日（日）、20日（土）、21日（日） 参加人数：11人（ベトナム5人、ネパール1人、中国3人、カンボジア1人、フィリピン1人） ホストファミリー：6家族 ※今回が初めてのホストファミリーには、留意事項等を個別に説明した。

⑥ 多文化おしゃべりクラブ～オンライン～×多文化交流カフェ

目的・内容	月に1度、話し合いの場を設け、お互いの文化や習慣を知り合いながら、誰もが住みやすい街について一緒に考えていく。年に2回は、参加者がみんなで話したい内容を募り開催。また、年に2回は、対面の回を設け、気軽に集いお互いをより知り合う機会、また、新しい人たちへの呼びかけの機会とした。
実績	開催日：4月13日（土）、5月15日（水）、6月22日（土）、7月17日（水）、8月10日（土）、9月29日（日）*、10月25日（金）、11月30日（土）、12月17日（火）、1月22日（水）、2月23日（日）*、3月12日（水） 時 間：＜オンライン＞19：30～20：30（1時間） ＜対面＞14：00～16：30 *多文化交流カフェとの同時開催 方 法：オンライン、対面（9月、2月） 実施体制：運営サポーター（外国人、日本人）とともに、トピック案や運営方法について相談しながら運営 参加者：159人（内、外国籍93人） 参加国と地域：15の国と地域（インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、中国、台湾、パキスタン、ベトナム、オーストラリア、フィリピン、ペルー、香港、ラオス、ロシア、日本）
対面の回の実施内容	＜1回目＞ 日時：9月29日（日）14：00～16：30 場所：フロイデ301会議室 参加人数：28人 協力ボランティア：4人 文化発表内容：＜ベトナム＞歌、＜日本＞篠笛、折り紙、＜カンボジア＞ダンス 体験内容：篠笛「ふるさと」に合わせ合唱、折り紙「だましぶね」作る、カンボジアダンスを踊る

	<2回目> 日時：2月23日(日) 14:00~16:30 場所：フロイデ201・202会議室 参加人数：39人 協力ボランティア：5人 文化発表内容：<日本>詩吟、篠笛 <ベトナム>笛 <インドネシア>ダンス 体験内容：茶道お点前、篠笛「ふるさと」に合わせ合唱、インドネシアダンスを踊る
--	---

<トピック内容・参加人数内訳>

日にち	トピック	人数	内、外国籍数
4月13日 (土)	あなたの国や住んでいる地域のマナー	11	5
5月10日 (水)	日本に住んで困ったこと・外国や他の地域に行って困ったこと	11	6
6月22日 (土)	母国の地域のお祭り や 祝日の思い出	8	6
7月17日 (水)	自分が体験した異文化体験（成功・失敗・びっくり体験）	10	5
8月10日 (土)	トピックいろいろ（趣味/仕事）	7	4
9月29日 (日)	母国や住んでいる地域・住んでいた地域での忘れられない思い出（家族・友達・同僚・地域の人 など との思い出）＊	28	15
10月25日 (金)	言葉が十分に通じない人と友達になりたいときに、大切にすること	7	4
11月30日 (土)	異なる文化の人と 一緒に食事をするときに、大切にすること	8	5
12月17日 (火)	お正月に一緒に楽しめること	9	6
1月22日 (水)	災害のとき 避難所で異なる文化を持つ人たちが一緒に過ごすときに、どんなことが大切だと思いますか	10	5
2月23日 (日)	災害のとき 避難所で異なる文化を持つ人たちが一緒に過ごすときに、どんなことが大切だと思いますか＊	39	26
3月12日 (水)	トピックいろいろ（生活/趣味/ストレス解消法/日本と母国または他国との交流）	11	6
合計		159	93

⑦ 広報事業

目的・内容	協会の事業内容や活動状況、又必要な情報を広く一般市民に分かりやすく知らせ、理解を求める。
実績	・ IIA ホームページ掲載 38件（多言語あり） ・ Facebook 掲載 157件（多言語あり） ・ X 掲載 119件（多言語あり） ・ LINE 掲載 9件

	「犬山広報」掲載 3件 語学講座(*) (前期、後期)、カンボジア料理講座 (*) 買取紙面 - IIA ニュース配布先 1,052 件
--	---

⑧ 書き損じハガキ収集事業

目的・内容	ダルニー奨学金を通じ、貧困で教育を受けられない子どもたちの進学支援。
実績	書き損じハガキ、切手 808 枚を収集し、寄付を実施。 寄付合計金額：35,433 円 *カンボジア中学生 1 人の 1 年間分の学費に相当 収集場所：犬山市役所及び各出張所、フロイデ 期間：通年（4 月 1 日～3 月 31 日）※3 月初旬に回収し、寄付。

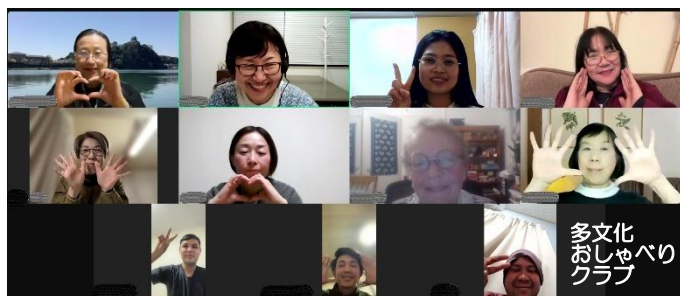
⑨ 所属ボランティアグループ運営事業

目的・内容	ボランティアグループと連携し、組織的な国際交流活動を展開し、国際理解を図る。犬山市における多文化共生の展開に役立つ事業活動を推進するため、会議を随時開催し、必要に応じた情報の発信、及び共有を行う。
実績	1) ボランティア全体会議開催 1 回 日時：3 月 19 日（水）10：00～11：30 場所：フロイデ 401 会議室 ※フロイデ 4 グループ、4 人参加 2) ボランティア保険の加入： 活動助成：7 グループ 3) 活動の広報・受付等 ◇「犬山グッドウィルガイド」支援活動 ・犬山広報掲載、申込受付：「英会話サロン」（4、9 月） ・令和 6 年度減免申請（犬山城・文化資料館・どんでん館 等）手続き ◇「台所からの国際交流」支援活動 ・広報（12 月）、申込受付、名簿・領収書作成、記録

⑩ 通訳コーディネイト

目的・内容	市が行っている範囲外で通訳の要望のある案件に対し、通訳者を派遣できるように、通訳登録制度を実施する。
実績	・犬山市障害自立支援協議会 相談支援事業所連絡会にて説明（6 月 11 日） ・犬山市社会福祉協議会にて説明（6 月 11 日） ・派遣数：1 件 日時：10 月 7 日（月） 内容：犬山国際ユースホステル主催「日独青少年セミナー 2024 受入事業」でのドイツ学生への説明

<2024（令和 6）年度 事業の写真の一部です>



⑪ その他 協力事業

項 目	事業内容 / 実績
日独青少年セミナー 2024 受入事業	主催：犬山国際ユースホステル ドイツ側参加者：学生（14 歳～18 歳）20 人（男性 10 人、女性 10 人）、引率者 2 人、通訳 1 人 協力事業内容：ホームステイのコーディネイトの協力（ちらし作成、募集受付等）、対面式の運営サポート ホストファミリー：同年代の子どもがいる家庭 9 組 ※ホームステイは学生のみ 訪日期间：2024 年 10 月 5 日～10 月 17 日 ホームステイ事前対面式：10 月 6 日（日）（於フロイデ） ホームステイ実施日：10 月 12 日（土）、13 日（日） サンクスパーティー：10 月 13 日（於犬山国際ユースホステル）
～将来の夢づくりプロジェクト～SETTEN AUCHI in 犬山	日時：11 月 17 日（日）14：00～17：00 場所：フロイデ 201・202 会議室 主催：愛知県 事業委託先：株式会社リードル 協力内容：広報（Facebook、直接声掛け）
カンボジア料理講座～ 台所からの国際交流～	日時：12 月 14 日（土）10：00～13：30 場所：犬山市丸山地区学習供用施設 料理実習室 主催：「台所からの国際交流グループ」 参加者：3 人 講師及びボランティア：6 人 協力内容：犬山広報（12 月）、申込受付、名簿・領収書作成、記録
後援名義申請の許可	後援名義申請の許可 ・「7 か国語で話そう。」講座＆ワークショップ ヒッポファミリークラブ （6 月 30 日、7 月 7 日）

◇ 所属ボランティアグループの主な事業報告

各ボランティアグループの活動内容/実績は以下のとおりで IIA の活動に重要な役割を担った。

グループ名	活動内容 / 実績
犬山日本語教室 会員数 14 人	＊犬山市に在住・在勤・在学する外国人市民を対象に、レベルに応じて日本語能力の向上が図れる日本語教室を企画・運営する。 ・4 月～3 月 毎週日曜日 10:00～11:45 実施回数：47 回 参加人数：85 人（延べ 618 人） 場所：犬山市民交流センター（フロイデ）会議室
犬山グッドウィルガイド 会員数 27 人	＊ボランティアガイド 犬山城、城下町を案内。外国人 699 人を案内、会員延べ 308 人 ＊一般市民向け「国際交流理解」に関する活動 ・「外国語で犬山城」（11 月 30 日） 一般 14 人、会員 12 人 市民を対象に外国語でお城のガイド。英語 8 人、中国語 3 人、韓国語 3 人 ・「英会話サロン」 4 月～3 月に毎月 2 回、計 25 回実施

	登録者数：12人 場所：フロイデ ＊研修 ・犬山城白帝文庫成瀬淳子理事長研修（5月25日） 会員16人 新入会希望者5人、計21人 ・研修バス旅行（福井県丸岡城）（9月14日） 会員20人 ・韓国語で明治村（12月8日） 一般6人、会員1名 ・入会希望者へのガイダンス 新規入会者5人 ＊国際交流・支援 ・愛知国際文化交流財団（台湾） ・ボーイスカウト交流会（台湾） ・ソフトボールチーム交流会（カナダ） ・バングラデシュ教育支援の会（バングラデシュ） ・南山大学留学生 岐阜大学留学生 テキサス州立大学（アメリカ） ・タイ国駐日大使夫妻 等
いぬやま多言語 News 会員数 21人	＊外国籍住民に役立つ情報記事を多言語に翻訳。 言語：7言語/ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語 ボランティア数：21人（ベトナム語2人、タガログ語2人、中国語5人、ポルトガル語5人、スペイン語3人、英語4人） 配信・配布： 第1回目 ◇翻訳会議日/9月1日（日）フロイデにて開催 9人参加（内2人はZOOM参加） ◇配信日/9月29日 ◇ページ数：6ページ（A4） 第2回目 ◇翻訳会議日/2月2日（日）フロイデで開催 5人参加（内、1人はZOOM参加） ◇配信日/2月27日 ◇ページ数：6ページ（A4） ※記事内容は、自主事業、多言語情報発信内容参照
台所からの国際交流 会員数 5人	＊カンボジア料理講座を開催 日時：12月14日（土）10：00～13：30 場所：犬山市丸山地区学習供用施設 料理実習室 内容：スニョースープバンリャー（野菜たっぷりスープ）とサラダ 参加者：3人 講師及びボランティア：6人
フロイデ応援団 会員数 17人	＊IIA「石上げ祭」参加送迎サポート 8月4日（日）
国際理解・協力 会員数 5人	＊IIA 総会・交流会準備サポート 6月8日（土） 場所：フロイデ ＊IIA「石上げ祭」参加送迎サポート 8月4日（日）
B.ブリッジズ 会員数 200人	なし

2024(令和6) 年度 犬山国際交流協会 収支決算（案）

収入総額 11,457,592 円
支出総額 10,508,529 円
繰越金 949,063 円

収入の部(R6-1)

(単位：円)

科 目	予算額	収入済額	増 減	内 訳
1. 会費	915,000	799,000	△ 116,000	会費 個人 1口 2,000円 × 246 492,000 家族 1口 4,000円 × 8 32,000 賛助会員（法人等）1口 5,000円 × 55 275,000
2. 補助金	5,043,000	5,038,752	△ 4,248	運営補助金 5,038,752 補助金（人件費） 4,492,000 語学講座開催事業 291,000 「石上げ祭」参加 32,547 多言語情報発信 125,205 多文化おしゃべりクラブ×多文化交流カフェ 98,000
3. 受託金	985,644	858,893	△ 126,751	日本語教室開催業務 467,254 日本語教室開催業務 424,776 事務諸経費 42,478 多文化共生推進員企画事業委託業務 391,639 多文化共生推進員企画事業委託業務 356,035 事務諸経費 35,604
4. 諸収入	3,354,300	3,587,619	233,319	語学講座受講料 3,553,600 「石上げ祭」参加 14,200 多文化おしゃべりクラブ×多文化交流カフェ 9,700 犬山ハイキング 2,700 ホームビジット 5,500 預金利息 1,919
5. 繰越金	1,173,328	1,173,328	0	前年度からの繰越金 1,173,328
合 計	11,471,272	11,457,592	△ 13,680	

科 目	予算額	支出済額	差額	内 訳
1. 会議費	223,000	172,053	50,947	総会 162,889 理事会 9,164 正副会長会議 0
2. 受託事業費	896,040	783,284	112,756	犬山市事業受託業務 日本語教室開催業務 426,245 直接事業費 424,776 その他 1,469 多文化共生推進員企画事業委託業務 357,039 直接事業費 356,035 その他 1,004
3. 自主事業費	3,556,800	3,189,606	367,194	語学講座開催事業 2,837,742 広報事業 29,512 多言語情報発信事業 127,622 「石上げ祭」参加 67,924 犬山ハイキング 4,586 ホームビジット 12,786 多文化おしゃべりクラブ×多文化交流カフェ 105,896 書き損じハガキ収集事業 537 所属ボランティアグループ運営事業 3,001
4. 事務費	6,534,000	6,363,586	170,414	人件費 5,589,212 旅費 72,173 需用費 69,858 電気使用量 60,014 消耗品 6,499 その他 3,345 役務費 234,641 電話、ファックス、インターネット料 143,792 電話リース料 46,552 Zoom年間使用料、ウィルスバスター料 34,595 その他 9,702 備品購入費 18,150 使用料及び賃借料 367,152 事務所賃借料 266,280 コピー機リース料 85,800 コピー料金 15,072 研修費 12,400
5. 繰出金	50,000	0	50,000	周年事業等特別積立金 0
6. 予備費	211,432	0	211,432	0
合 計	11,471,272	10,508,529	962,743	

2024(令和6)年度 在住外国人支援基金 収支報告

令和7年3月31日現在

収入の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
前年度繰越金	927,581	
寄付	1,976	寄付2件
利息	432	
合計	929,989	

支出の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
自主事業(通訳コーディネイト)	5,000	通訳コーディネイト1件
印刷費	43	
合計	5,043	

(単位:円)

差引き収支	924,946
-------	---------

2024(令和6)年度 犬山国際交流協会周年記念事業等特別積立金 収支報告

令和7年3月31日現在

収入の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
前年度繰越金	731,301	
繰入金	0	第4回理事会にて決定
利息	342	
合計	731,643	

支出の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
	0	
合計	0	

(単位:円)

差引き収支	731,643
-------	---------

2024（令和6）年度 犬山国際交流協会会計監査報告

犬山国際交流協会会則第15条第4項 第2号の規定に基づき、令和6年度犬山国際交流協会収支決算及び関係証拠書類の監査を令和7年5月21日に行った結果、いずれも適正にして正確に処理されていることを認めます。

令和7年5月21日

犬山国際交流協会

監事 奥村 幹 男



監事 武藤 裕 一 朗



<2024（令和6）年度 事業の写真の一部です>



「石上げ祭」参加



犬山ハイキング



ホームビジット

多文化おしゃべりクラブ×多文化交流カフェ（対面）



カンボジアダンス



多文化おしゃべりクラブ（対面）



インドネシアダンス

2025（令和7）年度 犬山国際交流協会 役員（案）

【新理事候補】

任期：2025（令和7）年6月9日～令和8年通常総会開催日

氏 名	役 職
鶴田 毅	

【現理事】

任期：2024（令和6）年6月9日～令和8年通常総会開催日

氏 名	役 職
奥村 英俊	会 長
社本 一三	副会長
小川 益子	副会長
長谷川 真澄	
東田 欣也	
阪倉 章治	

【現監事】

任期：2024（令和6）年6月9日～令和8年通常総会開催日

氏 名
奥村 幹男
武藤 裕一郎

2025（令和 7）年度 犬山国際交流協会 事業計画（案）

分類	事業	日程、回数	場 所
	☐ 会議事業 ・ 通常総会 ・ 理事会 ・ 運営委員会（正副会長会）	6月8日(日) 通年 通年	フロイデ
受託事業	☐ 日本語教室開催業務 ☐ 多言語情報誌発送業務委託	毎週日曜日（全 48 回） 年 2 回	フロイデ 市内
自主事業	☐ 語学講座開催事業（犬山市補助事業） ・ 前期語学講座 ・ 後期語学講座	（講座期間） 5 月～9 月 10 月～2 月	フロイデ
	☐ 多言語情報発信（犬山市補助事業） （ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語）	9 月、2 月（2 回）	フロイデ(翻訳会議) 発信：ホームページ Facebook など
	☐ 多文化 おしゃべりクラブ × 交流カフェ （犬山市補助事業）	4, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 1, 2, 3 月 （オンライン：11 回） 9 月（対面：1 回）	オンライン フロイデ
	☐ 「石上げ祭」参加（犬山市補助事業）	8 月 3 日(日)（1 回）	尾張富士
	☐ 犬山ハイキング	11 月（1 回）	市内
	☐ ホームビジット	7 月（1 回）	市内
	☐ 広報事業	通年	市内
	☐ 書き損じハガキ収集事業	通年 ※ 回収 3 月初旬	フロイデ、市役所、各出張所
	☐ 所属ボランティアグループ運営事業 ボランティア会議	2 月（1 回）	フロイデ
	☐ 通訳コーディネイト	通年	市内
30周年記念事業	☐ 交流会	6月8日(日)	フロイデ 201.202
	☐ 講演会	10 月 12 日(日)	フロイデ 201.202

2025（令和7）年度 事業計画概案（案）

犬山国際交流協会は犬山市における国際交流を推進する組織として、市内外の国際交流を担うボランティア団体と連携し、多文化共生と国際理解に役立つ事業活動を推進するために、組織的な国際交流活動を展開していく。

<受託事業>

① 日本語教室開催業務

外国人市民の日本語能力の向上を図る学習機会を提供することで、外国人市民が日本語を理解し、日本語で自分の意思を話せるようになり、日常生活や地域住民とのコミュニケーションが円滑になることを目的に開催。

回数：48回

② 多言語情報誌発送業務委託

外国人市民に多言語で直接情報を届けることで、外国人市民を情報弱者にしないことを目指し、多言語情報誌の制作と外国人世帯への発送業務を行う。

回数：2回

<自主事業>

① 語学講座（犬山市補助事業）

半期7言語、24講座の多様な語学講座を継続的に開催することで、国際交流に関心を持つ受講者の語学力向上、学ぶ言語が話されている国の文化への理解の深まり、国際交流や多文化共生のきっかけづくりに寄与する。また、外国人とのコミュニケーションの第一歩となる、気軽に学べる入門クラスも開設し、国際交流に関心を寄せる受講者の裾野を広げる。

募集講座：英語（8講座）、韓国語（6講座）、ドイツ語（3講座）、スペイン語（2講座）、ポルトガル語（1講座）、中国語（2講座）、フランス語（2講座）

年間受講者目標数：440名（前期：220名、後期：220名）

開催期間：（前期）5月～9月（後期）10月～1月

開催回数：各期15回・10回・5回 ※講座により開催回数は異なる

クラス：言語習得レベル・要望に合わせてクラス別で募集

広報：犬山国際交流協会ホームページ・Facebook・X・LINE、犬山市広報紙面買取（4月号、9月号）、語学講座ちらしにて告知

② 多言語情報発信（犬山市補助事業）

日本語を十分に理解できず、不便な思いをしている外国籍住民に対し、母語による情報発信により、コミュニケーション支援を行う。記事に関しては、外国人市民の暮らしに役立つ情報をはじめ、外国人市民の文化や習慣を日本人に紹介する内容も取り上げることで、お互いに理

解が深まるツールとする。言語は、多言語（7 言語）で翻訳し、当協会のホームページ、Facebook などで情報発信をする。また、必要に応じて、紙媒体での発行も行う。

回数：2 回

言語：7 言語（ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語）

翻訳ボランティア（各国の懸け橋役を担う人材）：活動紹介をするなどして随時募集する

③ 多文化 おしゃべりクラブ × 交流カフェ （犬山市補助事業）

月に1度、話し合いの場を設け、お互いの文化や習慣を知り合いながら、誰もが住みやすい地域についてともに考えていく。年に2回は、参加者がみんなで話したい内容を募り開催する。また、年に1回は、対面の回を設け、気軽に集いお互いをより知り合う機会、また、新しい人たちへの呼びかけの機会とする。

回数：月1回×12か月（内、11回オンライン、1回対面）

④ 「石上げ祭」参加 （犬山市補助事業）

地域に住む異なる文化を持つ人たちが犬山の伝統的なお祭りである「石上げ祭」に参加し、地域の祭りをともに体験する。

日程：8月3日（日）

⑤ 犬山ハイキング

犬山地域におけるハイキングを行い、外国人、日本人の交流を図る。日本語がほとんどわからない段階の外国人も、気軽に交流できる機会とする。

回数：年1回

⑥ ホームビジット

在住外国人がホストファミリーとなる地域の日本人の自宅を訪問することで、日本人の生活様式、日本文化、習慣に触れることができる。また、ホストファミリーである日本人は、在住外国人を自宅に招くことで、外国人を身近に感じる機会を持つことができ、お互いの国際理解を深める交流の場とする。

回数：年1回

⑦ 広報事業

ホームページ、フェイスブック、LINE、X等を使い、生きた情報を発信し、国際理解、国際交流、多文化共生に役立つ活動を推進していく。

⑧ 書き損じハガキ収集事業

ダルニー奨学金を通じ、貧困で教育を受けられない子どもたちの進学を支援する。

収集場所：犬山市役所及び各出張所、フロイデ

期間：通年（4月1日～3月31日）※3月初旬に回収し、寄付。

⑨ ボランティア会議

組織的な国際交流活動を展開するとともに、国際理解と犬山市における多文化共生の展開に役立つ事業活動を推進するために、ボランティアグループと連携し、会議開催、必要に応じた情報発信、情報共有を行う。

回数：年1回

⑩ 通訳コーディネイト ※ 必要経費は「在住外国人支援基金」より支出

市が行っている範囲外で通訳の要望のある案件に対し、通訳者を派遣する。

<設立 30 周年記念事業>

① 交流会

会員と事業に参加したことがある参加者を対象に、多国籍料理を囲み交流会を行う。

参加者の国の音楽やダンスなどを披露する時間も設ける。

日にち：6月8日（日） 通常総会後に開催

場所：フロイデ 201・202 会議室

② 講演会

多文化共生推進につながる講演ができる講師を招き、講演会を実施する。

地域に多文化共生への興味が広がり、理解の深まりがもたらされる機会とする。

日時：2025年10月12日（日）13：30～16：00

場所：フロイデ 201・202 会議室

講師：平田 オリザ氏

◇ 所属 ボランティアグループ 主な予定事業

グループ名	活動内容 等
犬山日本語教室 会員数 14 人	* 犬山市に在住・在勤・在学する外国人市民を対象に、レベルに応じて日本語能力の向上が図れる日本語教室を企画・運営する。 4 月 ～3 月 毎週日曜日 10:00～11:45 実施回数 48 回 場所：フロイデ会議室
犬山グッドウィルガイド 会員数 27 人	* ボランティアガイド 外国人観光客に犬山城、城下町等をガイドする 待機ガイド・要請ガイド * 国際交流・支援

	・犬山と日本文化紹介（通年） ・IES 南山大学留学生（年 2 回） ・テキサス州立大学（年 1 月） *一般市民向け「国際交流理解」に関する活動 ・外国語で犬山城 ・中国語サロン ・英会話サロン *研修その他 ・犬山城白帝文庫研修会 研修旅行（徳川美術館） ・新人研修 *その他 ・IIA 総会（6 月）
いぬやま多言語 News 会員数 21 人	*外国籍住民に役立つ情報記事を多言語に翻訳 *年 2 回翻訳会議を開催し、記事や翻訳に関する話し合いを行うと共に、参加者同士の交流の場とする。 翻訳言語：7 言語/ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語 回数：年 2 回
台所からの国際交流 会員数 5 人	*各国料理講座 回数：年 2 回 <1 回目>「ペルーのティタイム」（4 月 13 日） 内容：パン・コン・ポジョ（生野菜と鶏肉を挟んだペルー風サンドウィッチ）とレモングラスティ 場所：犬山市丸山地区学習供用施設 料理実習室 <2 回目>検討中 場所：犬山市丸山地区学習供用施設 料理実習室又は、南部公民館
フロイデ応援団 会員数 16 人	*IIA 通常総会交流会準備サポート 6 月 8 日（土）場所：フロイデ *IIA「石上げ祭」参加事業サポート 8 月 3 日（日）
国際理解・協力 会員数 3 人	*IIA 通常総会交流会準備サポート 6 月 8 日（土）場所：フロイデ *IIA「石上げ祭」参加事業サポート 8 月 3 日（日）
B.ブリッジズ 会員数 200 人	*「犬山交流の旅」ニューヨークからザバーリアン高校のジャズバンドと合唱団の生徒と先生が犬山を訪問し、ホームスティをしながら文化交流。 参加人数：約 65 人 ホストファミリー：約 60 家族 開催日：令和 8 年 3 月末～（10 日間） 場所：犬山・奈良・京都等 説明会：令和 7 年末～8 年 3 月初旬にかけて 2 回以上行う（犬山市内会議室にて）

議案第5号

2025(令和7) 年度 犬山国際交流協会 予算(案)

収入の部(R7-1)

(単位: 円)

科 目	予算額	内 訳
1. 会費	840,000	会費 個人 1口 2,000円 × 250 500,000 家族 1口 4,000円 × 10 40,000 賛助会員 (法人等) 1口 5,000円 × 60 300,000
2. 補助金	5,043,000	運営補助金 5,043,000 補助金 (人件費) 4,492,000 語学講座開催事業 441,000 多言語情報発信 45,000 多文化 おしゃべりクラブ×交流カフェ 30,000 「石上げ祭」参加 35,000
3. 受託金	1,949,200	日本語教室開催業務 460,000 多言語情報誌発送業務委託 1,312,000 日本語教室開催業務・多言語情報誌発送業務委託 諸経費 177,200
4. 諸収入	3,346,100	語学講座受講料 3,307,000 多文化 おしゃべりクラブ×交流カフェ 4,500 「石上げ祭」参加 21,500 犬山ハイキング 3,000 ホームビジット 10,000 預金利息 100
5. 繰越金	949,063	前年度からの繰越金 949,063
合 計	12,127,363	

支出の部(R7-2)

(単位：円)

科 目	予算額	内 訳
1. 会議費	203,000	総会 180,000 理事会 18,000 正副会長会議 5,000
2. 受託事業費	1,772,000	犬山市事業受託業務 日本語教室開催業務 460,000 多言語情報誌発送業務委託 1,312,000
3. 自主事業費	3,282,000	語学講座開催事業 2,950,000 多言語情報発信事業 98,000 多文化 おしゃべりクラブ×交流カフェ 80,000 「石上げ祭」参加 81,000 犬山ハイキング 7,500 ホームビジット 23,000 広報事業 35,000 書き損じハガキ収集事業 1,000 所属ボランティアグループ運営事業 6,500
4. 事務費	6,458,000	人件費 5,670,000 旅費 60,000 需用費 100,000 電気使用量 70,000 消耗品 30,000 役務費 230,000 電話、ファックス、インターネット料 150,000 電話リース料 10,000 Zoom年間使用料、ウィルスバスター料 40,000 その他 30,000 備品購入費 30,000 30,000 使用料及び賃借料 338,000 事務所賃借料 270,000 コピー機リース料 18,000 コピー料金 50,000 研修費 30,000
5. 予備費	412,363	412,363
合 計	12,127,363	

2025(令和7)年度 在住外国人支援基金 予算(案)

令和7年4月1日現在

収入の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
前年度繰越金	924,946	
利息	432	
合 計	925,378	

支出の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
自主事業(通訳コーディネイト)	53,000	1時間以内案件:5件 2時間以内案件:5件
印刷費	1,000	
合 計	54,000	

(単位:円)

差引き収支	871,378
-------	---------

2025(令和7)年度 犬山国際交流協会周年記念事業等特別積立金 予算(案)

令和7年4月1日現在

収入の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
前年度繰越金	731,643	
利息	342	
講演会参加費	40,000	一般50人、会員50人
合 計	771,985	

支出の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
IIA30年の歩み(資料)・記念品	42,000	A3カラー版両面2つ折り、 名入れボールペン300本
設立30周年記念交流会	50,000	多国籍料理食糧費、飲み物など
講演会	420,000	部屋代、講師料、パネリスト謝礼、 印刷費、通信運搬費、消耗品費等
合 計	512,000	

(単位:円)

差引き収支	259,985
-------	---------

犬山国際交流協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、犬山国際交流協会（INUYAMA INTERNATIONAL ASSOCIATION「IIA」と称す。）という。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を愛知県犬山市松本町4丁目21番地に位置する犬山市民交流センター「フロイデ」内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、犬山市における多文化共生と国際理解の推進に資する事業活動を推進するとともに、犬山市内外の国際交流を担うボランティア団体と連携し、組織的な国際交流活動を展開することを目的とする。

(事業活動の種類)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

- (1) 国際交流を推進する活動
- (2) 国際理解を深める活動
- (3) 多文化共生を図る活動
- (4) 情報発信と広報の推進を図る活動

(事業)

第5条 この協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犬山市から受託した事業
- (2) 自主事業
- (3) 所属ボランティア組織による活動
- (4) 連携団体との共同活動
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この協会の目的に賛同して入会した個人（家族会員を含む。）
- (2) 賛助会員 この協会の事業に賛助する法人等

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、次に掲げる年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員（個人） 一口 2,000円
- (2) 正会員（家族会員） 一口 4,000円
- (3) 賛助会員（法人等） 一口 5,000円以上随意の金額

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この協会が定める会則、規程等に違反したとき。
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、会長の提案を受け、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの協会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この協会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この協会の経理及び財産状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この協会の業務、経理若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は犬山市所轄部局に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認める場合には、総会の招集を請求すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの協会の経理若しくは財産の状況について、理事に意見を述べ、又は

理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、通常総会までの2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を割り込んだときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。

2 役員が職務を執行するために特別な経費を要した場合は、それを弁償することができる。

(顧問)

第20条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会の推薦によりこれを委嘱する。

3 顧問は、協会の業務に関して特に重要と認める事項について、理事会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第21条 この協会に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免し、雇用契約を交わすとともに、別に定める待遇、服務規程等に従わなければならない。

第5章 総会

(種別)

第22条 この協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動費予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動費決算

(6) 役員を選任又は解任

(7) 会費の額

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 正会員は、各々1個の表決権を有する。ただし正会員のうち家族会員については家族で1個の表決権とする。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、会長、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 会長は、前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この協会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する法律（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に定める資産条項に準ずるものとする。

(資産の管理)

第42条 この協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この協会の会計は、特定非営利活動に係る法第27条各号に掲げる原則に準じて行い、公益性を遵守する。

(会計の区分)

第44条 この協会の会計は、通常会計と特別会計（基金を含む）で構成する。

(事業計画及び活動費予算)

第45条 この協会の事業計画及びこれに伴う活動費予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じ、重要な変更を行う事態が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、総会開催が困難な場合には、会長の責任のもとで、理事会の決議をもって総会の議決に代えることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この協会の事業報告書、活動費計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、募金活動、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第52条 この協会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この協会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能

2 前項第1号の事由によりこの協会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決及び犬山市所轄部局の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この協会が解散したときに残存する財産は、理事会の議決を経て、会長がこれを定め、犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

(合併)

第55条 この協会が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この協会の公告は、この協会の掲示場に掲示するとともに、犬山市広報に掲載して行う。

第10章 雑則

(雑則)

第57条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成24年7月7日から施行する

附 則

この会則は、平成25年6月15日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年6月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。